

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の家条例施行規則（昭和58年岩手県規則第77号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(条例第7条の規則で定める者)</p> <p><u>第2条</u> 条例第7条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると条例第2条に規定する指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者</p> <p>(3) [略]</p> <p>(体育団体)</p> <p><u>第3条</u> 条例別表の備考1の規則で定める体育団体は、岩手県スケート連盟及び岩手県アイスホッケー連盟とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>(領収書)</u></p> <p><u>第2条</u> 条例第5条の2第1項に規定する使用料に係る領収書は、別に定める様式によるものとする。</p> <p>(条例第7条の規則で定める者)</p> <p><u>第3条</u> 条例第7条第1号の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は前号の療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）と同等以上の障害があると<u>知事又は条例第2条</u>に規定する指定管理者が認める者及びこれらの介護を行う者</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(使用料の免除及び還付)</u></p> <p><u>第4条</u> 条例第7条又は第8条の規定により使用料の免除又は還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による使用料免除（還付）申請書を<u>知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 知事は、前項の使用料免除（還付）申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料を免除し、又は還付することを<u>適当と認めるときは、別に定める様式による使用料免除（還付）承認書を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(体育団体)</p> <p><u>第5条</u> 条例別表第2の備考1の規則で定める体育団体は、岩手県スケート連盟及び岩手県アイスホッケー連盟とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。